

厚岸町条例第1号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月27日

厚岸町長 若狭 靖

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和44年厚岸町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

別表中「820,000円」を「829,000円」に、「681,000円」を「688,000円」に、「615,000円」を「622,000円」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。